

## **本市発注工事における社会保険等未加入対策の実施について**

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、本市発注工事において次のとおり社会保険等(※1)の未加入対策を実施いたしますので、お知らせいたします。

### **1 対象工事**

**下請総額3,000万円以上（建築一式工事は4,500万円以上）の本市発注工事**

### **2 禁止事項**

受注者が、**社会保険等未加入建設業者(※2)と一次下請契約をすることを禁止**します。

※川崎市工事請負契約約款の一部改正（条文の追加） 別紙新旧対照表を参照

### **3 社会保険等の加入状況確認の方法**

①原則として、**施工体制台帳により確認**いたします。施工体制台帳の**新規作成及び変更作成**したときは、**速やかにその写しを本市監督員に提出**してください。

②施工体制台帳の記入内容を確認するため、本市から経営事項審査や社会保険料等の領収書などの写しの提出を求められた場合は、受注者を通じ速やかに提出してください。

### **4 禁止事項違反への対応**

上記2の**違反が判明**した場合、**受注者**に次の①・②の対応を行います。

①**指名停止** 2週間以上4ヶ月以内（契約違反による指名停止措置）

②**当該工事の成績評定の減点** 10～13点の減点（法令遵守項目 指名停止措置による減点）

違反が判明した場合、本市から受注者に対して一次下請業者へ加入指導等をするよう通知いたします。**本市が指定する期間内（原則30日）に加入手続を行ったことが確認できた場合は、上記指名停止措置及び工事成績評定の減点は行いません。**

<参考> 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（国土交通省ホームページ）

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html)

### **5 建設業許可権者への通報**

施工体制台帳等で**全ての下請業者の社会保険等加入状況を確認**し、未加入業者を確認した場合には、建設業許可権者へ通報します。

### **6 実施時期**

**平成27年4月1日**から公告等入札手続を開始する工事案件から実施します。

※1 **社会保険等**とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいいます。

※2 **社会保険等未加入建設業者**とは、健康保険法第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務又は雇用保険法第7条の規定による届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者）をいい、当該届出義務がない者を除きます。

【問合せ先】

川崎市財政局資産管理部契約課  
電話044-200-2096

内線24701

川崎市契約規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市契約規則 昭和39年4月1日規則第28号</p> <p>第6号様式 工事請負契約約款 (下請負人の通知)</p> <p>第8条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。 <u>(受注者が締結する下請契約の相手方の制限)</u></p> <p>第8条の2 受注者は、下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が3,000万円(建築一式工事の場合にあつては、4,500万円)以上になる場合においては、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約の相手方としてはならない。ただし、発注者が指定する期限までに、社会保険等未加入建設業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を発注者に提出した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出 (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出 (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出</p>	<p>○川崎市契約規則 昭和39年4月1日規則第28号</p> <p>第6号様式 工事請負契約約款 (下請負人の通知)</p> <p>第8条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。 <u>(新設)</u></p>